外国孫会社に係る外国法人税額に関する 明細書						接結		法人名	,			)
	名	称	1				外国子会社の配当	等受領日	7		•	
外国孫会社の名称等	事務所の	国 名	2			外 国 子	外国孫会社が同上	の悪コンとな				
	本店又は主たる	地 名	3			会社の日	が国保芸社が同上 に係る事業年度の して外国法人税が課	所得に対	8	٠	•	
	外国子会社の名称 4 外国子会社の外国 孫会社に係る持分割合(%) 5		4			配当等受	外国子会社の配当等	受領金額	9			
			5		%	領 日 等			昭			
		引孫会社に係る 保有の持分割合(%)					外国子会社の配当等受付の属する事業年		TO 昭 平	•		
	区	分		配当等の金額のうち配当事 業年度の所得金額以下の 部分に係る金額の計算		の	配当等の金額の超 える 部			金額	の計	
				1)			2		D77	3		
Ī	配当事	業年度等	11	昭平・昭平・	•		昭 平 · 昭 · 平	•	昭平昭平	•	•	
同上の所得金額の計算	配当等算出基礎所得金額 12											
	調整後の	課税所得金額	i 13									
	(12) と (13)	のうち多い金額	14									
配当等に充てられる所得金額の計算		の配当等に充て い部分の金額										
	られる	の配当等に充て 部分の金額 14)-(15)										
	に係る	ち受取配当等 部分の金額 16)×(5)										
	各事業年度に	係る受取配当等の金額	18	(9)			(9) − (19 <i>O</i> ①)		(9) -	- (19の①) -	(19の②)	
	(17) と (18) の	)うち少ない金額	i 19									
外国孫会社の外国法人税額 20												
		咸額前の事業年度又 業年度の(20)の金額										
(20)のうち外国子会社の所得に対して課されたものとみなされる外国法人税額 (19) (14) - (20) 22												
		域額前の事業年度又 業年度の(2)の金額										

## 別表六(五の二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条第11項から第14項まで 《外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例》 の規定の適用を受ける場合又は法第81条の15第11項 から第14項まで《連結法人に係る外国子会社の配当 等に係る外国税額控除の特例》の規定の適用を受け る場合に記載します。この場合、確定申告書又は連 結確定申告書に添付する外国孫会社の配当等に係る 事業年度の財務諸表、外国孫会社が課された外国法 人税額を証する書類等規則第29条の3第4号、第5 号若しくは第9号又は第37条の6第4号、第5号若 しくは第9号又は第37条の6第4号、第5号若 しくは第9号に掲げる書類を基礎として記載します。 なお、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 各欄中金額を記載するものにあっては、外国孫会 社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨 表示の金額により記載します。この場合、その通貨 の単位を表示してください。
- 3 「外国子会社の外国孫会社に係る持分割合(%) 5」には、外国子会社が外国孫会社から受ける配当 等の額の支払義務が確定する日における当該外国子 会社の当該外国孫会社に対する持分割合を記載し、 「外国孫会社に係る間接保有の持分割合(%)6」 には、同日における令第150条の3第1項第2号イ若 しくはロ(外国孫会社の要件)に規定する割合又は 令第155条の41第1項第2号イ若しくはロ(連結法 人に係る外国孫会社の要件)に規定する割合を記載 します。
- 4 「配当等の金額のうち配当事業年度の所得金額以

- 下の部分に係る金額の計算①」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「配当等算出基礎所得金額12」には、外国孫会 社が配当等の額を算出する基礎として計算したそ の事業年度の所得金額を記載します。
- (2) 「調整後の課税所得金額13」には、外国孫会社 の本店所在地国の外国法人税に関する法令により 計算されるその事業年度の所得の金額につき次の 調整を加えた金額を記載します。
  - イ 外国孫会社に対して課される外国法人税の額 を損金の額に算入している場合には、その損金算 入額を加算する。
  - ロ 外国法人税を課さないこととされた所得がある場合には、その所得の金額を加算する。
- (3) 「外国孫会社の外国法人税額20」は、令第141条 《外国法人税の範囲》に規定する外国法人税につ いて記載します。
  - この場合、その事業年度に係る外国法人税で法 第69条第11項から第14項まで又は法第81条の15第 11項から第14項までの規定の適用を受けようとす るものが2以上あるときは、その合計額により記 載します。
- 5 「配当等の金額のうち配当事業年度の所得金額を超える部分に係る金額の計算②・③」の各欄は、「各事業年度に係る受取配当等の金額18」の金額が「(16) のうち受取配当等に係る部分の金額17」の金額を超える場合において、その超える金額が配当事業年度に最も近い事業年度の所得の金額から順次配当されたものとして4に準じて記載します。